

令和5年度自動車税種別割に係る

減免申請期限の延長について

このことについて、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、申請期限を令和5年6月30日（金）まで延長することとしましたのでお知らせします。

4月上旬、5月第2週、5月下旬は、来庁される方が多く混雑が予想されます。6月に申請されるなど、窓口の分散利用・混雑緩和に皆様の御協力をお願いします。

記

【申請期間】 令和5年4月3日（月）～令和5年6月30日（金）

【延長対象】

1 障がい者に係る減免申請

「身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ方のために使用する自動車」で一定の要件に該当するもの

- ※ 車検が近い方は、申請期限にかかわらず、車検を受ける一週間前までにお近くの県税務部で申請されるようお願いいたします。
- ※ 申請後直ちに納税証明書が必要な場合、いったん納付していただくことがあります（後日還付となります。）。
- ※ 申請期限後に申請された場合は、申請月の翌月から月割りで減免となります。
なお、申請月までの月割り分の税額は納めていただく必要があります。
- ※ 4月1日以降に障がい者手帳等を取得された方は、本延長措置の対象外となりますが、減免の対象にはなりますので、お近くの県税務部にお問い合わせください。

2 福祉車両等に係る減免申請

以下の自動車で一定の要件に該当するもの

- 社会福祉法人が所有し、専らその業務に使用する自動車
- 巡回診療に使用するための検診装置を備えた特種用途自動車
- 農業協同組合連合会又は国民健康保険団体連合会が所有するへき地巡回診療に使用する自動車
- （一社）福島県交通安全協会が所有する交通安全指導に使用する自動車
- 私立幼稚園、幼保連携型認定こども園の設置者が所有する専ら幼児の通園に使用する自動車
- 常時介護を必要とする老人又は身体障がい者の入浴に使用する移動入浴自動車
- 生活交通路線バス（県の補助を受けている者が所有する一般乗合用バス）
- 構造上専ら身体障がい者等が使用するものと認められる自動車
- 中古自動車販売業者の所有する商品中古自動車
- NPO法人等が所有する障がい者総合支援法に規定する事業に使用する自動車

- ※ 申請期限後の受付はできませんので、必ず期限内に申請してください。